

保護者の皆様へ

北九州市子ども家庭局保育課

保育所等における臨時休園の取扱い変更(部分休園の導入)について (令和4年4月1日から変更)

平素より本市保育行政にご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、保育所等において、園児又は職員が陽性となり、濃厚接触者がいる場合、施設全体を臨時休園しておりましたが、令和4年4月1日(金)から部分休園の導入を行いましたので、お知らせいたします。

3月までの取扱い

施設内で陽性者(園児・職員)が確認され、施設内に濃厚接触者が生じる場合、陽性者が判明した日の翌日から原則3日間、施設全体を臨時休園



4月からの取扱い

施設内で陽性者(園児・職員)が確認され、施設内に濃厚接触者が生じる場合、陽性者が判明した日の翌日から原則3日間、陽性者のクラスのみ部分休園

※ 陽性者のクラスと異なるクラスでも濃厚接触者になることがあります。お子様が濃厚接触者になった場合は、登園を控えていただくことになります。

※ 同一日に3つ以上のクラスで陽性者が確認され、部分休園を実施する必要性が生じた場合は、全面休園に変更する。

<保護者の皆様へのお願い>

市内における最近の感染者数は高止まりしており、予断を許さない状況です。

保護者の皆様におかれましては、これまでにもお願いしているように、お子様はもちろん、保護者の皆様や、お子様の同居のご家族等が医療機関においてPCR検査や抗原検査を受検される場合には、必ず保育所にご一報いただくとともに、結果の判明までは、お子様の登園を控えていただくよう、お願いいたします。(スクリーニング検査※を除く)

そうすることで、保育所(園)等での感染拡大防止や、臨時休所(園)を防ぐことにつながる場合もございます。

保護者の皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

※スクリーニング検査について

同居のご家族の勤務先等において、感染者が発生していない状況で、感染拡大防止を目的に行う「スクリーニング検査」としてPCR検査を受ける場合は、登園を控える必要はありません。

<問合せ先>

北九州市子ども家庭局 保育課

電話:582-2412